

平成28年度

定期監査報告書

益田市監査委員

目 次

第1	監査の対象部課等	1 頁
第2	監 査 の 範 囲	1 頁
第3	監 査 の 期 間	1 頁
第4	監 査 の 方 法	1 頁
1	監査の対象部課等から提出のあった監査資料	2 頁
2	説明を聴取した事務・事業等	2 頁
第5	監査の要点（監査重点項目）	3 頁
1	平成28年度一般会計予算執行状況	3 頁
2	平成27年度一般会計補助事業に関する事務	3 頁
第6	監 査 の 結 果	3 頁
1	平成28年度一般会計予算執行状況	3 頁
2	平成27年度一般会計補助事業に関する事務	15 頁

(注解)

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「－」は、該当数値のないものである。

定期監査報告書

益田市監査委員 長 戸 保 明

益田市監査委員 野 村 良 二

第1 監査の対象部課等

定期監査は、市の財務に関する事務の執行が、適正に行われているかどうかを主眼として実施するものであり、監査の対象とした部課等に対し監査資料の提出を求め、次表のとおり16課8室から監査資料の提出があった。

部名等	課・室名等	課等の数
議 会	議会事務局	1 課
政 策 企 画 局	人口拡大課（総合戦略室、地域づくり支援室を含む）、秘書広報課、情報政策課	3 課 (2 室)
総 務 部	総務管財課（入札監理室を含む）、財政課、人事課、税務課（収納対策室を含む）、市民課、行革推進課、危機管理課	7 課 (2 室)
建 設 部	都市整備課（国県事業推進室、区画整理事業推進室、検査審査室を含む） 土木課（維持管理室を含む）、地籍調査課、建築課、下水道課	5 課 (4 室)
計		16 課 8 室

第2 監査の範囲

- 1 平成28年度一般会計で、監査の対象部課等が所管する平成28年4月1日から同年12月31日までの間の予算執行、収入、支出等に関する事務
- 2 平成27年度一般会計で、監査の対象部課等が所管する歳出科目 第19節「負担金、補助及び交付金」のうち補助事業に関する事務

第3 監査の期間

平成29年1月18日（水）から 同年2月27日（月）まで

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象とした部課等に対し「平成28年度監査資料」の提出を求め、これに基づき書面監査を実施した。

なお、監査委員が指名した次の部課等が所管する抽出された事業について、関係書類の提出を求め担当職員等から説明を聴取した。

1 監査の対象部課等から提出のあった監査資料

部名等	課・室名等		監査の対象部課等から提出のあった監査資料			
			歳入予算執行状況	歳出予算執行状況	予算補正・充用・流用に関する事務	補助金に関する事務
議会	議会事務局			○	○	
政策企画局	人口拡大課 総合戦略室 地域づくり支援室	企画	○	○	○	
		地域	○	○	○	○
	秘書広報課		○	○		
	情報政策課		○	○	○	
総務部	総務管財課 入札監理室		○	○	○	
	財政課		○	○	○	
	人事課		○	○		○
	税務課 収納対策室		○	○	○	
	市民課		○	○	○	
	行革推進課			○		
	危機管理課		○	○	○	○
建設部	都市整備課 国県事業推進室 検査審査室		○	○	○	○
	区画整理事業推進室		○	○	○	○
	土木課 維持管理室		○	○	○	○
	地籍調査課		○	○	○	
	建築課		○	○	○	○
	下水道課		○	○	○	○

2 説明を聴取した事務・事業等

部名等	課・室名等		説明を聴取した事務・事業等			
			歳入予算執行状況	歳出予算執行状況	予算補正・充用・流用に関する事務	補助金に関する事務
議会	議会事務局			○	○	
政策企画局	人口拡大課 総合戦略室 地域づくり支援室	地域	○	○	○	○
総務部		総務管財課 入札監理室		○	○	○
	市民課		○	○	○	
	危機管理課		○	○	○	○

部名等	課・室名等	説明を聴取した事務・事業等			
		歳入予算執行状況	歳出予算執行状況	予算補正・充用・流用に関する事務	補助金に関する事務
建設部	都市整備課 国県事業推進室 検査審査室	○	○	○	○
	区画整理事業推進室	○	○	○	○
	土木課 維持管理室	○	○	○	○
	建築課	○	○	○	○
	下水道課	○	○	○	○

第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 平成28年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
- (2) 執行率の低い要因は何か
- (3) 調定の時期及び手続きは適正か
- (4) 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか
- (5) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か

2 平成27年度一般会計補助事業に関する事務

- (1) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか
- (2) 補助金の算出は合理的な基準により行われているか
- (3) 補助金の交付時期は妥当であるか
- (4) 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか
- (5) 補助金の効果は確認されているか

第6 監査の結果

監査の対象とした一般会計予算執行、収入、支出等に関する事務及び一般会計補助事業に関する事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後も関係法令、例規等を順守し、さらに適正な事務処理に万全を期されたい。

なお、事務上の軽易な過誤等が認められたが、その都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略した。

1 平成28年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- (1) 監査対象歳入・歳出予算執行状況

監査の対象とした平成28年度一般会計歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日までの間）は、次ページからの表のとおりである。

なお、人件費は一部集計から除いている。

◆ 議会事務局

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	議会費	154,228,000	129,097,049	125,616,090	25,130,951	83.7
合	計	154,228,000	129,097,049	125,616,090	25,130,951	83.7

◆ 人口拡大課（企画）

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	総務費国庫補助金	9,307,000	9,307,000	8,376,000	931,000	90.0	90.0
	総務費県補助金	33,076,000	0	0	0	0.0	—
	財産貸付収入	320,000	312,642	312,642	0	97.7	100.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	総務費寄附金	110,300,000	101,240,500	100,349,500	891,000	91.0	99.1
	ふるさと応援基金繰入金	35,300,000	0	0	0	0.0	—
	人材育成基金繰入金	3,000,000	0	0	0	0.0	—
	総務債	180,600,000	0	0	0	0.0	—
合	計	371,904,000	110,860,142	109,038,142	1,822,000	29.3	98.4

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	一般管理費	6,347,000	5,984,558	3,996,278	362,442	94.3
	企画費	215,375,000	98,972,159	59,127,839	116,402,841	46.0
合	計	221,722,000	104,956,717	63,124,117	116,765,283	47.3

◆ 人口拡大課（地域）

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	総務使用料	1,200,000	677,762	726,452	△ 48,690	60.5	107.2
	総務費国庫補助金	11,000,000	9,500,000	0	9,500,000	0.0	0.0
	総務費県補助金	22,475,000	840,000	840,000	0	3.7	100.0
	雑入	4,310,000	5,187,285	85,345	5,101,940	2.0	1.6
	総務債	10,600,000	0	0	0	0.0	—
合	計	49,585,000	16,205,047	1,651,797	14,553,250	3.3	10.2

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	地域振興費	344,531,000	273,315,827	259,316,017	71,215,173	79.3
	交通対策費	164,797,000	154,289,138	85,213,968	10,507,862	93.6
合	計	509,328,000	427,604,965	344,529,985	81,723,035	84.0

◆ 秘書広報課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	雑入	2,591,000	1,395,000	1,260,000	135,000	48.6	90.3
合	計	2,591,000	1,395,000	1,260,000	135,000	48.6	90.3

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	一般管理費	11,174,000	9,564,374	9,403,574	1,609,626	85.6
	広報広聴費	13,084,000	9,106,590	6,719,442	3,977,410	69.6
合	計	24,258,000	18,670,964	16,123,016	5,587,036	77.0

◆ 情報政策課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	総務費負担金	6,312,000	0	0	0	0.0	—
	総務費県補助金	4,058,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	72,739,000	34,790,940	34,783,440	7,500	47.8	100.0
	総務債	12,600,000	0	0	0	0.0	—
合	計	95,709,000	34,790,940	34,783,440	7,500	36.3	100.0

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	情報処理費	285,841,000	191,505,983	113,884,999	94,335,017	67.0
合	計	285,841,000	191,505,983	113,884,999	94,335,017	67.0

歳入【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	総務費負担金	868,000	0	0	0	0.0	—
	総務費国庫補助金	8,900,000	0	0	0	0.0	—
	総務費県補助金	20,854,000	0	0	0	0.0	—
	総務債	16,800,000	0	0	0	0.0	—
合	計	47,422,000	0	0	0	0.0	—

歳出【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	情報処理費	58,151,000	13,139,840	0	45,011,160	22.6
合	計	58,151,000	13,139,840	0	45,011,160	22.6

◆ 総務管財課（入札管理室を含む）

歳入

（単位：円・％）

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	総務費委託金	3,098,000	3,098,320	3,098,320	0	100.0	100.0
	総務使用料	1,891,000	1,072,000	1,072,000	0	56.7	100.0
	総務手数料	1,000	0	0	0	0.0	—
	財産貸付収入	10,316,000	6,834,183	5,174,635	1,659,548	50.2	75.7
	利子及び配当金	3,321,000	729,094	729,094	0	22.0	100.0
	不動産売払収入	1,991,000	4,725,195	4,539,645	185,550	228.0	96.1
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	生産物売払収入	8,000,000	3,974,495	3,288,495	686,000	41.1	82.7
	雑入	538,000	1,380,760	1,380,760	0	256.6	100.0
合 計		29,157,000	21,814,047	19,282,949	2,531,098	66.1	88.4

歳出

（単位：円・％）

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	一般管理費	2,679,000	1,967,923	1,967,923	711,077	73.5
	財産管理費	124,733,000	92,424,705	71,962,520	32,308,295	74.1
	企画費	174,000	174,000	174,000	0	100.0
	契約監理費	1,709,000	1,391,014	784,663	317,986	81.4
	統計調査総務費	67,000	31,900	31,900	35,100	47.6
	指定統計費	3,100,000	2,754,950	2,754,950	345,050	88.9
合 計		132,462,000	98,744,492	77,675,956	33,717,508	74.5

◆ 財政課

歳入

（単位：円・％）

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	地方揮発油譲与税	78,000,000	57,124,000	57,124,000	0	73.2	100.0
	自動車重量譲与税	198,000,000	132,227,000	132,227,000	0	66.8	100.0
	航空機燃料譲与税	4,000,000	2,993,000	2,993,000	0	74.8	100.0
	利子割交付金	13,000,000	5,788,000	5,788,000	0	44.5	100.0
	配当割交付金	27,000,000	3,818,000	3,818,000	0	14.1	100.0
	株式等譲渡所得割交付金	7,000,000	0	0	0	0.0	—
	地方消費税交付金	900,000,000	612,520,000	612,520,000	0	68.1	100.0
	自動車取得税交付金	24,000,000	20,206,000	20,206,000	0	84.2	100.0
	地方特例交付金	15,000,000	16,930,000	16,930,000	0	112.9	100.0
	地方交付税	8,600,000,000	7,995,667,000	7,995,667,000	0	93.0	100.0
	総務費県補助金	16,609,000	16,609,000	16,609,000	0	100.0	100.0
	一般寄附金	10,000	0	0	0	0.0	—
	財政調整基金繰入金	185,600,000	0	0	0	0.0	—
	減債基金繰入金	100,000,000	0	0	0	0.0	—
	繰越金	702,397,000	702,397,587	702,397,587	0	100.0	100.0
	臨時財政対策債	900,000,000	0	0	0	0.0	—
合 計		11,770,616,000	9,566,279,587	9,566,279,587	0	81.3	100.0

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	財政管理費	7,273,000	826,497	787,617	6,446,503	11.4
	元金	3,945,637,000	2,475,655,089	2,475,655,089	1,469,981,911	62.7
	利子	367,585,000	205,977,505	205,977,505	161,607,495	56.0
	予備費	9,503,000	0	0	9,503,000	0.0
合	計	4,329,998,000	2,682,459,091	2,682,420,211	1,647,538,909	62.0

歳入【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	繰越金	48,844,000	48,844,000	48,844,000	0	100.0	100.0
合	計	48,844,000	48,844,000	48,844,000	0	100.0	100.0

◆ 人事課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	雑入	13,168,000	2,286,000	2,286,000	0	17.4	100.0
合	計	13,168,000	2,286,000	2,286,000	0	17.4	100.0

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	人事管理費	33,789,000	23,563,213	20,714,841	10,225,787	69.7
合	計	33,789,000	23,563,213	20,714,841	10,225,787	69.7

◆ 税務課（収納対策室を含む）

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	個人（市民税）	1,796,904,000	2,089,585,529	1,182,858,805	906,726,724	65.8	56.6
	法人（市民税）	383,383,000	374,261,298	363,795,819	10,465,479	94.9	97.2
	固定資産税	2,660,003,000	2,754,995,374	2,019,292,771	735,702,603	75.9	73.3
	国有資産等所在市町村交付金	60,982,000	60,982,900	60,982,900	0	100.0	100.0
	軽自動車税	145,557,000	153,490,861	150,758,347	2,732,514	103.6	98.2
	市たばこ税	318,183,000	234,589,083	210,236,202	24,352,881	66.1	89.6
	鉱産税	77,000	55,700	55,700	0	72.3	100.0
	入湯税	2,394,000	1,647,900	1,765,050	△ 117,150	73.7	107.1
	総務手数料	5,441,000	4,751,000	4,658,000	93,000	85.6	98.0
	総務費委託金（県）	68,555,000	52,806,066	52,806,066	0	77.0	100.0
	延滞金	1,700,000	1,337,581	1,282,737	54,844	75.5	95.9
	加算金	1,000	0	0	0	0.0	—
	滞納処分費	2,000	9,720	9,720	0	486.0	100.0
	雑入	1,000	0	0	0	0.0	—
合	計	5,443,183,000	5,728,513,012	4,048,502,117	1,680,010,895	74.4	70.7

歳出 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	税務総務費	32,000	32,000	32,000	0	100.0
	賦課費	70,554,000	55,724,062	29,676,582	14,829,938	79.0
	徴収費	8,972,000	5,959,273	5,959,273	3,012,727	66.4
合	計	79,558,000	61,715,335	35,667,855	17,842,665	77.6

◆ 市民課

歳入 (単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	総務手数料	21,997,000	14,722,450	14,181,800	540,650	64.5	96.3
	総務費国庫補助金	5,387,000	0	0	0	0.0	—
	総務費委託金(国庫)	347,000	347,000	258,000	89,000	74.4	74.4
	総務費委託金(県)	63,000	57,336	57,336	0	91.0	100.0
	雑入	0	200	200	0	—	100.0
合	計	27,794,000	15,126,986	14,497,336	629,650	52.2	95.8

歳出 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	戸籍住民基本台帳費	26,586,000	18,842,943	14,386,179	7,743,057	70.9
合	計	26,586,000	18,842,943	14,386,179	7,743,057	70.9

歳入【繰越明許費】 (単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	総務手数料	41,000	41,000	41,000	0	100.0	100.0
	総務費国庫補助金	11,658,000	3,396,000	3,396,000	0	29.1	100.0
合	計	11,699,000	3,437,000	3,437,000	0	29.4	100.0

歳出【繰越明許費】 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	戸籍住民基本台帳費	11,699,000	11,699,000	3,396,000	0	100.0
合	計	11,699,000	11,699,000	3,396,000	0	100.0

◆ 行革推進課

歳出 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	企画費	692,000	305,832	305,832	386,168	44.2
合	計	692,000	305,832	305,832	386,168	44.2

◆ 危機管理課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	交通安全対策特別交付金	8,500,000	3,752,000	3,752,000	0	44.1	100.0
	総務手数料	1,000	1,500	1,500	0	150.0	100.0
	総務費委託金(国庫)	200,000	0	0	0	0.0	—
	総務費委託金(県)	53,000	63,000	63,000	0	118.9	100.0
	雑入	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	100.0	100.0
	総務債	3,600,000	0	0	0	0.0	—
合	計	14,354,000	5,816,500	5,816,500	0	40.5	100.0

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	交通対策費	8,742,000	1,853,467	881,467	6,888,533	21.2
	防災対策費	14,317,000	6,190,495	5,698,447	8,126,505	43.2
	諸費	8,200,000	6,199,923	6,199,923	2,000,077	75.6
合	計	31,259,000	14,243,885	12,779,837	17,015,115	45.6

◆ 都市整備課(国県事業推進室、検査審査室)

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	土木使用料	274,000	163,296	163,296	0	59.6	100.0
	土木手数料	4,000	900	900	0	22.5	100.0
	土木費国庫補助金	38,525,000	37,945,000	0	37,945,000	0.0	0.0
	土木費寄附金	100,000	0	0	0	0.0	—
	景観まちづくり基金繰入金	8,101,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	53,341,000	27,050	27,010	40	0.1	99.9
	土木債	141,900,000	0	0	0	0.0	—
合	計	242,245,000	38,136,246	191,206	37,945,040	0.1	0.5

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	道路新設改良費	9,350,000	0	0	9,350,000	0.0
	都市計画総務費	60,139,000	46,269,949	3,088,869	13,869,051	76.9
	国県事業推進費	5,631,000	4,570,240	4,502,416	1,060,760	81.2
	街路事業費	60,750,000	20,100,000	20,100,000	40,650,000	33.1
	公園事業費	115,050,000	98,384,963	57,104,160	16,665,037	85.5
	公園維持費	58,167,000	51,436,613	26,971,739	6,730,387	88.4
合	計	309,087,000	220,761,765	111,767,184	88,325,235	71.4

歳入【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	土木費国庫補助金	9,120,000	0	0	0	0.0	—
	土木債	20,600,000	0	0	0	0.0	—
合	計	29,720,000	0	0	0	0.0	—

歳出【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	都市計画総務費	33,243,000	33,243,000	0	0	100.0
	公園事業費	18,240,000	18,240,000	16,136,000	0	100.0
合	計	51,483,000	51,483,000	16,136,000	0	100.0

◆ 都市整備課 (区画整理事業推進室)

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	土木手数料	2,000	3,300	3,300	0	165.0	100.0
	土木費国庫補助金	3,400,000	2,000,000	0	2,000,000	0.0	0.0
	延滞金	1,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	1,467,000	3,805,975	3,805,975	0	259.4	100.0
合	計	4,870,000	5,809,275	3,809,275	2,000,000	78.2	65.6

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	土地区画整理事業費	72,378,000	67,199,505	52,714,985	5,178,495	92.8
合	計	72,378,000	67,199,505	52,714,985	5,178,495	92.8

◆ 土木課 (維持管理室を含む)

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	土木分担金	600,000	446,856	446,856	0	74.5	100.0
	土木使用料	24,318,000	21,817,379	21,732,779	84,600	89.4	99.6
	土木手数料	4,000	3,600	3,600	0	90.0	100.0
	災害復旧費国庫負担金	50,169,000	0	0	0	0.0	—
	土木費国庫補助金	314,630,000	198,304,000	0	198,304,000	0.0	0.0
	土木費委託金(国庫)	4,636,000	2,388,754	1,075,307	1,313,447	23.2	45.0
	土木費県補助金	7,213,000	7,345,320	1,131,000	6,214,320	15.7	15.4
	土木費委託金(県)	14,987,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	3,000	91,354	79,474	11,880	2,649.1	87.0
	土木債	272,500,000	0	0	0	0.0	—
	災害復旧事業債	29,300,000	0	0	0	0.0	—
合	計	718,360,000	230,397,263	24,469,016	205,928,247	3.4	10.6

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	土木総務費	3,712,000	3,072,469	3,029,269	639,531	82.8
	道路橋梁総務費	12,875,000	9,941,260	4,330,660	2,933,740	77.2
	道路維持費	115,953,000	85,094,900	69,271,688	30,858,100	73.4
	道路新設改良費	355,480,000	216,868,400	143,037,398	138,611,600	61.0
	橋梁維持費	107,339,000	63,087,367	33,395,071	44,251,633	58.8
	河川事業費	101,696,000	46,206,065	31,004,885	55,489,935	45.4

歳出 (前ページから続き)

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	港湾事業費	3,300,000	1,431,458	1,431,458	1,868,542	43.4
	土木施設災害復旧費	82,289,000	2,540,299	2,270,299	79,748,701	3.1
合	計	782,644,000	428,242,218	287,770,728	354,401,782	54.7

歳入【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	災害復旧費国庫負担金	6,196,000	0	0	0	0.0	—
	土木費国庫補助金	165,014,000	0	0	0	0.0	—
	土木債	199,457,000	157,000	157,000	0	0.1	100.0
	災害復旧事業債	3,600,000	2,500,000	2,500,000	0	69.4	100.0
合	計	374,267,000	2,657,000	2,657,000	0	0.7	100.0

歳出【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	道路新設改良費	107,999,000	89,772,571	65,048,233	18,226,429	83.1
	橋梁維持費	129,083,000	106,341,174	29,229,174	22,741,826	82.4
	河川事業費	3,238,000	2,463,985	2,463,985	774,015	76.1
	土木施設災害復旧費	9,796,000	6,897,000	6,897,000	2,899,000	70.4
合	計	250,116,000	205,474,730	103,638,392	44,641,270	82.2

◆ 地籍調査課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	土木手数料	35,000	39,900	33,500	6,400	95.7	84.0
	土木費県補助金	112,247,000	110,857,500	0	110,857,500	0.0	0.0
合	計	112,282,000	110,897,400	33,500	110,863,900	0.0	0.0

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	地籍調査事業費	149,245,000	105,214,951	29,313,095	44,030,049	70.5
合	計	149,245,000	105,214,951	29,313,095	44,030,049	70.5

◆ 建築課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	土木使用料	142,308,000	111,059,704	94,819,014	16,240,690	66.6	85.4
	土木手数料	3,459,000	2,419,500	2,386,130	33,370	69.0	98.6
	土木費国庫補助金	254,382,000	252,372,000	0	252,372,000	0.0	0.0
	土木費県補助金	68,737,000	68,737,000	0	68,737,000	0.0	0.0

歳入 (前ページから続き)

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	雑入	519,000	9,334,172	9,334,172	0	1,798.5	100.0
	土木債	143,000,000	0	0	0	0.0	—
合	計	612,405,000	443,922,376	106,539,316	337,383,060	17.4	24.0

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	住宅管理費	49,850,000	45,973,085	34,462,055	3,876,915	92.2
	住宅建設費	30,800,000	28,760,375	10,516,091	2,039,625	93.4
	建築指導費	507,196,000	501,938,483	275,115,327	5,257,517	99.0
合	計	587,846,000	576,671,943	320,093,473	11,174,057	98.1

◆ 下水道課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	土木使用料	25,000	26,850	26,850	0	107.4	100.0
	衛生費県補助金	16,717,000	13,374,000	0	13,374,000	0.0	0.0
	土木費県補助金	13,054,000	13,054,000	13,054,000	0	100.0	100.0
	雑入	1,000	4,310	4,310	0	431.0	100.0
合	計	29,797,000	26,459,160	13,085,160	13,374,000	43.9	49.5

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	環境衛生費	50,452,000	39,832,086	24,266,086	10,619,914	79.0
	土地改良事業費	131,270,000	127,364,000	72,679,000	3,906,000	97.0
	都市計画総務費	140,276,000	119,182,000	112,673,000	21,094,000	85.0
	都市下水事業費	2,488,000	1,568,461	812,461	919,539	63.0
	一般下水事業費	1,882,000	1,618,868	1,618,868	263,132	86.0
合	計	326,368,000	289,565,415	212,049,415	36,802,585	88.7

歳出【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	都市計画総務費	6,257,000	6,257,000	6,257,000	0	100.0
合	計	6,257,000	6,257,000	6,257,000	0	100.0

(2) 監査重点項目の状況

ア 各課等が所管する事業について、歳入・歳出予算執行状況監査資料、歳入・歳出予算執行状況表に基づく節別執行状況等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、課別の事業数及び職員からの説明聴取を行った事業数は、次ページ表のとおり

りである。

課名等	歳 入				歳 出			
	事 業 数	内繰越明許 事 業 数	説 明 聴 取 事 業 数	内繰越明許 事 業 数	事 業 数	内繰越明許 事 業 数	説 明 聴 取 事 業 数	内繰越明許 事 業 数
議会事務局					7		7	
人口拡大課(企画)	10				16			
人口拡大課(地域)	9		9		21		21	
秘書広報課	2				6			
情報政策課	14	5			9	2		
総務管財課	16		16		22		22	
財政課	19	1			6			
人事課	4				11			
税務課	18				11			
市民課	10	2	10	2	7	1	7	1
行革推進課					1			
危機管理課	6		6		19		19	
都市整備課(国県)	21	4	21	4	21	3	21	3
都市整備課(区画)	5		5		4		4	
土木課	22	6	22	6	34	7	34	7
地籍調査課	3				1			
建築課	21		21		10		10	
下水道課	4		4		8	1	8	1
事業数計	184	18	114	12	214	14	153	12

※空欄は該当のないことを示す。

イ 予算補正、予算流用、予備費充用について、一部抽出し、起案書等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、予備費からの充用は該当がなかった。

(3) 要望事項

ア 旅費、需用費、役務費、備品購入費について、執行率の低いものや執行率「0.0%」があった。

職員からの説明では、「今後、年度末にかけ執行の見込みである。」との説明であるが、平成29年1月以後でなければ執行出来ないものを除き、予算は計画的に執行するよう要望する。

なお、予算の執行状況は、財務会計システム「予算執行状況表」により確認することが可能であり、四半期または半期ごとにその状況を確認するよう要望する。

イ 例月出納検査結果からの指摘事項について

支出命令書に添付する「納品書及び請求書」に日付のみが、手書きで記載されているものやゴム印が押印されているものが未だにある。納品・請求書は債権者が発行するもので、その意思が正しく表示されたものでなければならない。適正な処理をするよう要望する。(平成26年度定期監査指摘事項)

参考

地方自治法

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法施行令

第一百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
 - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
 - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
 - 3 第四百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

地方財政法

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

益田市財務規則

第16条 部課長等は、主管の予算に係る予算執行計画書を作成し、指定された期日までに財政主管課長に提出しなければならない。

- 2 財政主管課長は、前項により提出された予算執行計画書について必要と認めるときは、部課長等の意見を聴いて予算執行計画を調整し、市長の決定を受けるものとする。

請求書に必要とされる要件（出納事務運用マニュアル一部抜粋）

支払いは請求書に基づき行うのが原則です。（財務規則第46条）

請求書は正当な債権者であるかどうかを確認するため、次の事項の記載が必要です。

- ・請求の文言
- ・請求金額
- ・請求年月日
- ・債権者の住所
- ・代表者氏名及び印鑑
- ・内訳

※この要件に不備がある請求書は、受理しないことが適当です。

2 平成27年度一般会計補助事業に関する事務

(1) 監査対象補助事業

監査の対象とした平成27年度一般会計補助事業は、次表のとおりである。

部名等	課・室名等	番号	補助金名称	説明聴取
政策企画局	人口拡大課 地域づくり支援室	1	地区振興センター運営事業補助金	○
		2	自治会長活動特別補助金	
		3	自治会補助金	
		4	連合自治会補助金	
政策企画局	人口拡大課 地域づくり支援室	5	地域自治組織設立支援事業補助金	
		6	地域魅力化プロジェクト事業補助金	
		7	まちづくり活動交付金	
		8	まちづくり活動特別補助金	○
		9	コミュニティ助成事業補助金	
		10	協働のまちづくり事業補助金	○
		11	UIターン者応援事業補助金	○
		12	空き家改修補助金	
		13	空き家バンク登録支援補助金	
		14	空き家バンク登録推進補助金	
		15	益田市地域公共交通活性化協議会補助金	
		16	地方バス路線維持対策費補助金	○
		17	UIターン者応援事業補助金（繰越分）	
		18	新卒者就労奨励事業補助金（繰越分）	
総務部	人事課	19	益田市職員共済会補助金	
	危機管理課	20	益田市交通安全対策協議会補助金	○
		21	益田市地域防災組織育成事業費補助金	○
		22	益田市防犯協会補助金	○
		23	街路灯設置事業補助金	○
		24	自主防災組織運営事業補助金	○
建設部	都市整備課 国県事業推進室	25	景観まちづくり事業補助金（赤瓦等を活かしたまちづくり）	○
		26	景観まちづくり事業補助金（地域の特色を活かしたまちづくり）	○
		27	元町人麿線・須子中線建設促進期成同盟会補助金	○
		28	駅前地区街路事業推進協議会補助金	○
	区画整理事業推進室	29	平成27年度都市近郊型基盤整備推進事業費補助金	○
	土木課 維持管理室	30	益田市生活道路等整備補助金	○
		31	益田市狭あい道路拡幅整備補助金	○
	建築課	32	住宅リフォーム助成事業費補助金	○
		33	木造住宅耐震化促進事業費補助金	○
		34	益田市優良建築物等整備事業費補助金	○
	下水道課	35	益田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金	○

※補助金名称は、提出のあった監査資料からそのまま転記した。

(2) 監査重点項目の状況

ア 補助金交付要綱、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、補助事業等着手・完了届、補助事業等実績報告書、補助金等確定通知書、支出負担行為書等について、一部抽出し、関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(3) 要望事項

ア 補助金の使途を確認するための領収書・成果物等を提出させることなく補助金額を確定しているものがあつた。要綱上規定がないため適正を欠くといえないものの市費を投入していることは事実であり、完了届提出時には、領収書（写）等の添付が必要と考える。

これらの書類は審査に欠かせないものであり、公金充当の重要性を認識するとともに補助金の目的外使用を防ぐために、厳正な処理をするよう要望する。

イ 交付団体における翌年度繰越額が発生しているものがあつた。繰越額が交付額に対して100%を超えるものもあり、補助目的に対し補助金相当の成果が得られているかなど、補助の効果、目的達成等について検証を行うよう要望する。

ウ 本市では、平成26年12月に策定された「益田市補助金等の見直しに関する指針」に基づき補助金等の再構築が進められている。

再度、この指針にある「補助金等見直し指針策定の趣旨」を確認し、全職員に厳しい財政状況の浸透を図り、限りある財源の有効活用に努めるよう要望する。

参考

1 補助金の定義

地方自治法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定し、地方公共団体が補助金の交付をする法的根拠となっている。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。

また、公益上必要がある場合の認定は、行政事例（昭和28年6月29日 自行行発第186号）で「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

2 補助金の支出方法

地方公共団体が補助金を支出するにあたっては、条例で定める旨の規定がないため、一般的には規則、要綱、規程等を制定し手続を明確にすることが求められている。

本市では、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）により補助金等の交付に関する基本的事項を定め、同規則第20条で「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、各課が個別の要綱等で定めることとなる。

平成28年度定期監査報告書

平成29年3月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所分庁舎

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp